

〔自衛隊〕が〔自衛軍〕になったら、どうなるか？

明治大学文学部 山田 朗

はじめに—報告の目的—

- [1] 日本の軍事力の〈現実〉を知る。
- [2] 〈米軍再編〉の中で自衛隊がどのように位置づけられているのかをさぐる。
- [5] 北朝鮮の軍事力の実態を知る。
- [3] 自民党憲法草案の問題点をさぐる。
- [4] 憲法9条が果たした役割をさぐる。

I 現代日本の軍事力の特徴

1 戦力としての自衛隊の世界的ランキング

- [1] 軍事費ランキング：1995年以来世界第2位（～4位）の軍事費支出 →【表1】
- [2] 海上自衛隊（44.6万トン）：は、米・ロ・中・英につぐ世界第5位の海軍 →【表2】
 - 陸上自衛隊（実数14.7万人）：兵力数17位くらい（英・仏・伊より上位）
 - 航空自衛隊（空自・海自作戦機510機）：12位前後（英・独・イスラエルより上位）

2 日本の軍事力の〈現実〉——自衛隊の軍事力の2重の歪み

- [1] 冷戦時代に肥大化した対ソ・対潜水艦戦のための戦力
 - 例(1)：対潜水艦戦能力の過剰 → 100機近い対潜哨戒機P3Cをどうするのか
 - 例(2)：対潜水艦戦用護衛艦の過剰
 - ヘリ3機を搭載したヘリ護衛艦（DDH）という冷戦期独特の艦種（「はるな」型・「しらね」型）
 - 「はるな」型（4950トン）の“更新”として〈16DDH〉（13500トン）建造承認 →【図1】
- [2] 湾岸戦争以降に肥大化した遠征能力（米軍の世界展開に対応）
 - ① 遠征+情報収集能力の向上
 - イージス艦の導入 → 本来は空母機動部隊用の防空護衛艦
 - 1993年、「こんごう」型イージス護衛艦（7250トン）の就役（現在4隻就役）
 - 2004年、新型イージス艦＝「あたご」型（7700トン）起工、2005年8月進水（現在2隻建造中）
 - ② 長距離輸送・補給力の向上
 - 1998年、「おおすみ」型輸送艦（8900トン）完成（現在3隻就役） →【写真1】
 - 人員1000人と90式戦車を輸送し、LCAC2隻と大型ヘリを搭載する〈ドック型揚陸艦〉
 - 「あつみ」型輸送艦（1480トン）の“更新”
 - 2004年度、「ましゅう」型補給艦（13500トン）の就役（現在2隻就役） →【写真2】
 - テロ対策特措法が成立した2001年度に起工、護衛艦の大型化、行動長期化に対応
 - 武器・弾薬・燃料の補給体制（米軍を含む）の強化
 - 歴代補給艦：「はまな」型1隻（1962～／2900トン）
 - 「さがみ」型1隻（1979～／5000トン）→「とわだ」型3隻（1987～／8100トン）
 - 「ましゅう」型2隻（2004～／13500トン）＝「さがみ」型の“更新”

Ⅱ 〈米軍再編〉と自衛隊の役割

1 〈米軍再編〉とは何か

[1] 地域紛争と〈対テロ戦争〉への対処

- 早期展開・長期展開に対応するためのアメリカ軍事力の再編成進む
- “見えない”脅威への対応力を強める

[2] 同盟国軍の再編

- ① 先端的介入戦力としての米軍
- ② 補助的攻撃戦力としての同盟軍（イギリスなど）
- ③ 支援・補給部隊としての同盟軍（日本など）

2 自衛隊の役割の変化

[1] イラク戦争段階：支援・補給部隊としての位置づけ

[2] 北朝鮮危機段階：補助的攻撃戦力としての性格強まる → 弾道ミサイル防衛（BMD）構想を突破口に

3 自衛隊を大きく変質させる弾道ミサイル防衛（BMD）構想

[1] 「新・防衛計画の大綱」（2004年12月策定）の目玉としてのBMD構想

- ① 弾道ミサイル防衛（BMD）構想（イージス艦のSM-3とパトリオットPAC-3で構成）→【図2】
→ あらたな大軍拡の火種（疑問視される効果）、危険な迎撃思想（先制攻撃につながる）
- ② 「北朝鮮脅威論」が後押し

[2] BMD構想の現在と今後

- ① 現在：ミッドコース段階・ターミナル段階でのミサイル迎撃
→ イージス艦の増強、パトリオット地対空ミサイル（PAC-3）の配備（前倒し）進む
- ② 数年後：ブースト段階での“迎撃”へ進展 → 空対地ミサイル・艦対地ミサイルの導入
- ③ その後：敵基地攻撃能力（先制攻撃能力）の獲得 → 巡航ミサイル・軽空母の導入

Ⅲ 北朝鮮の軍事力の実態

1 北朝鮮軍の実態

[1] 戦争ができない北朝鮮（通常戦力はほぼ無力化している）

- ① 上空が映らないピョンヤンの軍事パレード
- ② 空軍パイロットの年間飛行時間は15～20時間 → 制空権の確保は無理
作戦機590機 → 米・韓・空自に対抗できる第4世代戦闘機（Mig-29）は約20機
- ③ 深刻な燃料不足 → 地上軍100万人は動けず
- ④ 補給力の欠如 → 大規模作戦・渡洋作戦は不可能（持続力なし）

[2] 核兵器・ミサイルへの傾斜

- ① 通常戦力無力化を補う政治的な手段としての核と弾道ミサイル
- ② 「核兵器保有」と弾道ミサイル実験を「核ミサイルを保有」と錯覚させる報道 → 情報戦・心理戦
- ③ 「核兵器保有」宣言、核実験（10/09）すれども「ミサイル核弾頭」公言できず
→ 実用型プルトニウム爆弾の保有、ミサイル弾頭化はアメリカですら確認できていない
- ④ ただし、10月9日の実験でプルトニウム爆弾の保有はほぼ確実となった。
→ ミサイル弾頭化にはまだ、いくつかの困難なステップがある。

[3] 北朝鮮のミサイル

- ① フロッグミサイル・スカッドB・Cミサイル：戦術ミサイル（非核弾頭、ただし化学弾頭あり）
- ② ノドンミサイル：配備数の推定 10以上/90以上/200以上（写真・映像未確認）
→ 構造上、核弾頭を搭載できるかどうか不明（外貨をかせぐ「輸出品」としては重要）
→ かつてはパキスタンと核・ミサイル技術をバーター（現在は技術交流は封鎖されている）
- ③ テポドンミサイル：実戦配備確認されず（写真・映像未確認）

IV 自民党憲法草案の問題点

1 自衛隊と「自衛軍」はどう違うか

[1] 単なる現状追認ではない

→【資料1】

①「交戦権」の保持 → 海外派兵・海外での戦闘

②「軍」と「軍事裁判所」の登場 → “憲兵”の設置不可避

→ “憲兵”の登場 → スパイ取り締まり → 防諜機関 → 諜報機関

[2] 新たな軍事法令制定の可能性：「自衛軍は……法律の定めるところにより」

→ ガイドライン・ACSA（日米物品役務相互提供協定）・周辺事態法・有事法制などの「改正」は必至

[3] 「戦力」保持 → 「必要最小限度」の歯止め失う → さらなる軍拡・高度化をまねく恐れ

2 「自衛軍」が設置されると何がかわるのか

[1] 「軍」の論理の登場

→ 政治からの自立性高まる（“シビリアンコントロール”はきくか）

→ 一般の司法・行政とは異なる「聖域」の出現

[2] 「軍人」の登場 → 憲法による後ろ盾

→ 学校・企業を巻き込んでの入隊勧誘は必至（「軍人経験者」「体験入隊者」優遇措置など）

→ 基礎訓練6カ月でも有効（プロフェッショナルな軍人は長期間にわたる訓練が必要だが）

→ “任意”が次第に“強制”に（「国旗・国歌法」後の東京都教育委員会の例）

V 憲法第9条が果たしてきた役割

1 戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の3原則

[1] 自衛権の解釈を限定 → 個別的自衛権は容認する論者も集団的自衛権は容認しない

[2] 日米安保条約との矛盾

2 戦力不保持規定の重み

→【資料2】

[1] 警察予備隊・保安隊・自衛隊はいずれも「戦力」（軍隊）ではない、とされてきた。

→ 「戦力」とは「自衛のための最少限度を超えるもの」とされた。

→ 自衛隊の任務は「専守防衛」である、とされてきた。

[2] 「戦力」でないことによる制約

→ 武器の質・量、使用法、製造・販売に一定の制約が生ずる

→ 核兵器・長距離ミサイル・長距離爆撃機・攻撃型空母などは保有が困難、という一般的な解釈うむ。
ただし、言葉によるごまかし（支援戦闘機など）、独特の兵器（ヘリ搭載護衛艦など）もうむ。

[3] 軍隊でないことの制約

→ 隊員募集への制約

→ 海外派兵への制約（携行武器・任務に制限が）

3 軍事機密（検閲・言論統制）・憲兵の不在

おわりに—イラク派兵・“ミサイル・核実験ショック”の次に来るもの—

[1] 朝鮮半島、対中国情勢の“悪化”……現実を直視する必要性

→ 情報戦・心理戦に騙されない

[2] 憲法「改正」キャンペーン

→ 「軍」創設による「軍の論理」が登場する問題点を指摘して反論

→ 大学9月入学に潜む危険性（自衛軍への体験入隊などの「ボランティア」も）

【データ出典】『自衛隊装備年鑑 2006-2007』（朝雲新聞社、2006年7月刊）／『平成18年度 防衛ハンドブック』（朝雲新聞社、2006年3月刊）／『自衛隊年鑑 2005』（防衛日报社、2005年12月刊）／SIPRI Yearbook 2006(Oxford University Press 2006)／『ジェーン海軍年鑑 2004-2005』(Stephen Saunders ed, Jane's Fighting Ships 2004-2005(Jane's Information Group Limited, 2004)／IISS ed, Military Balance 2006(Routledge, 2006)／山田朗『護憲派のための軍事入門』（花伝社、2005年10月刊）

【表1】世界の軍事ランキング

世界の軍事費ランキング(1983~2005年度)

(米ドル換算/constant price, at 1986,1990,1995,2000 and 2003 prices and exchange-rates/単位:100万ドル)

順位 年度	1	2	3	4	5	6	7	8	日本の軍事費 (時価/10億円)
1983	アメリカ 240,091	ソ連 (…………)	フランス 27,753	イギリス 26,408	イラク (22,031)	西ドイツ 21,707	サウジアラビア (21,107)	日本 16,886	2,712
1984	アメリカ 251,355	ソ連 (…………)	フランス 27,656	イギリス 27,583	イラク (22,129)	西ドイツ 21,485	サウジアラビア (19,714)	日本 17,738	2,911
1985	アメリカ 269,157	ソ連 (180,000)	フランス 27,641	イギリス 27,603	西ドイツ 21,529	サウジアラビア (18,861)	日本 18,613	イラク (16,467)	3,117
1986	アメリカ 282,935	ソ連 (…………)	フランス 28,459	イギリス 27,304	西ドイツ 22,127	サウジアラビア (…………)	日本 19,558	イラク (…………)	3,296
1987	アメリカ 331,215	ソ連 (…………)	イギリス 42,561	フランス 42,284	西ドイツ 40,570	日本 26,123	イタリア 22,699	イラン 16,053	3,563
1988	アメリカ 323,860	ソ連 (…………)	フランス 42,243	イギリス 40,646	西ドイツ 40,242	日本 27,572	イタリア 24,113	サウジアラビア 13,786	3,789
1989	アメリカ 320,427	ソ連 (…………)	フランス 42,793	西ドイツ 40,146	イギリス 40,792	日本 28,773	イタリア 24,304	サウジアラビア 13,027	4,041
1990	アメリカ 306,170	ソ連 (203,000)	フランス 42,589	ドイツ 42,320	イギリス 39,776	日本 28,313	イタリア 23,376	サウジアラビア 13,336	4,130
1991	アメリカ 268,994	フランス 42,875	ロシア (…………)	イギリス 41,087	ドイツ 39,216	日本 28,950	イタリア 25,455	イラン (15,487)	4,330
1992	アメリカ 284,116	フランス 41,502	ドイツ 37,697	ロシア (37,500)	イギリス 37,141	日本 29,644	イタリア 23,024	イラン (14,784)	4,511
1993	アメリカ 313,784	フランス 49,979	日本 49,377	ドイツ 44,930	ロシア (41,900)	イギリス 37,962	イタリア 21,758	サウジアラビア 17,360	4,619
1994	アメリカ 296,188	フランス 50,233	日本 49,632	ドイツ 41,906	ロシア (40,500)	イギリス 36,712	イタリア 21,220	サウジアラビア 14,997	4,673
1995	アメリカ 278,856	日本 50,112	フランス 47,768	ドイツ 41,160	イギリス 33,841	ロシア (25,700)	イタリア 19,376	韓国 14,424	4,714
1996	アメリカ 263,727	日本 51,092	フランス 46,596	ドイツ 40,343	イギリス 34,404	ロシア (23,400)	イタリア 21,369	中国 (13,700)	4,816
1997	アメリカ 262,159	日本 51,319	フランス 46,793	ドイツ 38,906	イギリス 32,285	ロシア (24,900)	イタリア 22,409	サウジアラビア 17,926	4,917
1998	アメリカ 289,658	日本 45,394	イギリス 35,605	フランス 33,922	ドイツ 28,174	サウジアラビア 20,335	イタリア 20,218	中国 (17,800)	4,942
1999	アメリカ 290,480	日本 45,479	イギリス 35,171	フランス 34,209	ドイツ 28,744	イタリア 21,010	中国 (20,700)	サウジアラビア 18,276	4,934
2000	アメリカ 301,697	日本 45,793	イギリス 35,677	フランス 33,814	ドイツ 28,150	中国 (22,000)	イタリア 22,411	サウジアラビア 20,027	4,935
2001	アメリカ 304,130	日本 46,259	イギリス 36,420	フランス 33,708	ドイツ 27,554	中国 (25,900)	イタリア 22,042	サウジアラビア 21,188	4,950
2002	アメリカ 341,489	日本 46,773	イギリス 36,738	フランス 34,394	中国 (30,300)	ドイツ 27,643	イタリア 22,655	サウジアラビア 18,704	4,956
2003	アメリカ 417,363	日本 46,895	イギリス 37,137	フランス 35,030	中国 (32,800)	ドイツ 27,169	イタリア 20,811	サウジアラビア 19,102	4,954
2004	アメリカ 452,599	イギリス 51,088	フランス 47,177	日本 42,395	中国 (37,700)	ドイツ 33,980	イタリア 30,341	ロシア (19,300)	4,916
2005	アメリカ 478,177	イギリス 48,305	フランス 46,150	日本 42,081	中国 (41,000)	ドイツ 33,187	イタリア 27,196	ロシア (21,000)	4,868

注: () 内は推定値。(…………) は不明であるが、順位の推定ができるもの。

出典:

1983~1986年度: 1986年平均レート(1ドル=約168円): SIPRI Yearbook 1988(Oxford UP,1988),pp163-167.

1987~1992年度: 1990年平均レート(1ドル=約145円): SIPRI Yearbook 1997(Oxford UP,1997),pp195-200.

1993~1997年度: 1995年平均レート(1ドル=約94円): SIPRI Yearbook 2000(Oxford UP,2000),pp270-275.

1998~2003年度: 2000年平均レート(1ドル=約107円): SIPRI Yearbook 2004(Oxford UP,2004),pp350-355.

2004~2005年度: 2003年平均レート(1ドル=約116円): SIPRI Yearbook 2006(Oxford UP,2006),pp336-361.

【表2】戦後日本の軍勢力（1950年度～2006年度）

年 度	陸上戦力		海上戦力		航空戦力		
	兵員数	師団数	主要艦艇	トン数	海自	空自	合計
1950（昭和25）	75,000	（4）					
1952（昭和27）	110,000	（4）		27,000			
1954（昭和29）	130,000	（6）		58,000	50	150	200
1958（昭和33）	170,000	（6）		83,000	180	970	1,150
1960（昭和35）	170,000	（6）	59	99,000	220	1,130	1,350
1961（昭和36）	171,500	8		110,000	230	1,130	1,360
1962（昭和37）	171,500	13		110,000	250	1,160	1,410
1967（昭和42）	173,000	13		122,000	230	1,050	1,280
1971（昭和46）	179,000	13	71	144,000	240	940	1,180
1973（昭和48）	180,000	13		157,000	280	950	1,230
1976（昭和51）	180,000	13	75	167,000	300	930	1,230
1980（昭和55）	180,000	13		207,000	300	820	1,120
1985（昭和60）	180,000	13	66	255,000	270	800	1,070
1990（平成2）	180,000	13	75	319,000	280	870	1,150
1995（平成7）	180,000	13	78	344,000	340	900	1,240
1998（平成10）	172,866	12（+1 旅団）		366,000	340	890	1,230
1999（平成11）	171,262	12（+1 旅団）		374,000	330	880	1,210
2000（平成12）	167,383	11（+2 旅団）		374,000	330	870	1,200
2001（平成13）	163,784	11（+2 旅団）	69	388,000	330	870	1,200
2002（平成14）	163,330	11（+2 旅団）	69	398,000	330	850	1,180
2003（平成15）	159,921	10（+3 旅団）	68 （146）	414,000	330	850	1,180 （556）
2004（平成16）	157,828 （148,226）	10（+3 旅団）	68 （145）	425,000	340	840	1,180 （521）
2005（平成17）	156,122 （146,960）	10（+3 旅団）	69 （151）	438,000	340	840	1,180 （510）
2006（平成18）	155,696 （147,737）	10（+4 旅団）	68 （150）	446,000	340	820	1,160 （515）

註：a：陸上戦力は予算定数。（ ）内は実数。

海上戦力の主要艦艇は、護衛艦と潜水艦のみの合計。主要艦艇の（ ）内は自衛艦、すなわち、護衛艦・潜水艦・機雷艦艇・哨戒艦艇・輸送艦艇・補助艦艇の総数（実際にはこの他に支援艦艇がある。たとえば、2005年9月30日現在の支援艦艇は277隻、この時点での海上自衛隊の艦艇は、自衛艦150隻・支援艦艇277隻の合計427隻）。

b：トン数は、全ての艦艇を含めたもの。

航空戦力は練習機を含めた総数。（ ）内は作戦機の数。

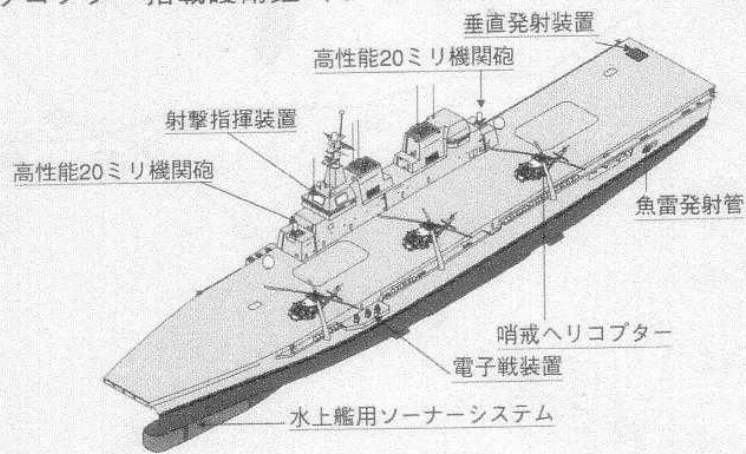
c：師団数は1960年度までは、管区隊数。1個師団は普通科（歩兵）連隊4（ないし3）、特科（砲兵）連隊1、高射特科大隊1、戦車大隊1、施設（工兵）大隊1、後方支援連隊1、通信大隊、偵察隊、対戦車隊などから編成されている。

d：2006年度における自衛官の予算定員は、陸上自衛隊155,696人、海上自衛隊45,812人、航空自衛隊47,343人、統合幕僚監部486人、情報本部1,886人、合計251,222人である。

出典：朝雲新聞社編刊『防衛ハンドブック 平成18年版』（2006年3月）164-172頁、221-226頁、331頁より作成。

【図1】〈16DDH〉のイラスト：『平成16年版・防衛白書』

新型ヘリコプター搭載護衛艦（イメージ図）

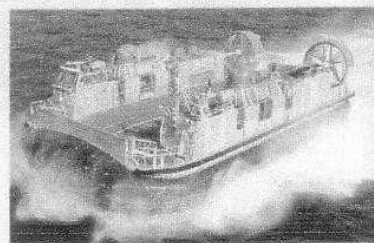


出典：『平成16年版 防衛白書』（防衛庁、2004年）96頁所収。

【写真1】「おおすみ」型輸送艦（左）と LCAC（右）



輸送用エアクッション艇

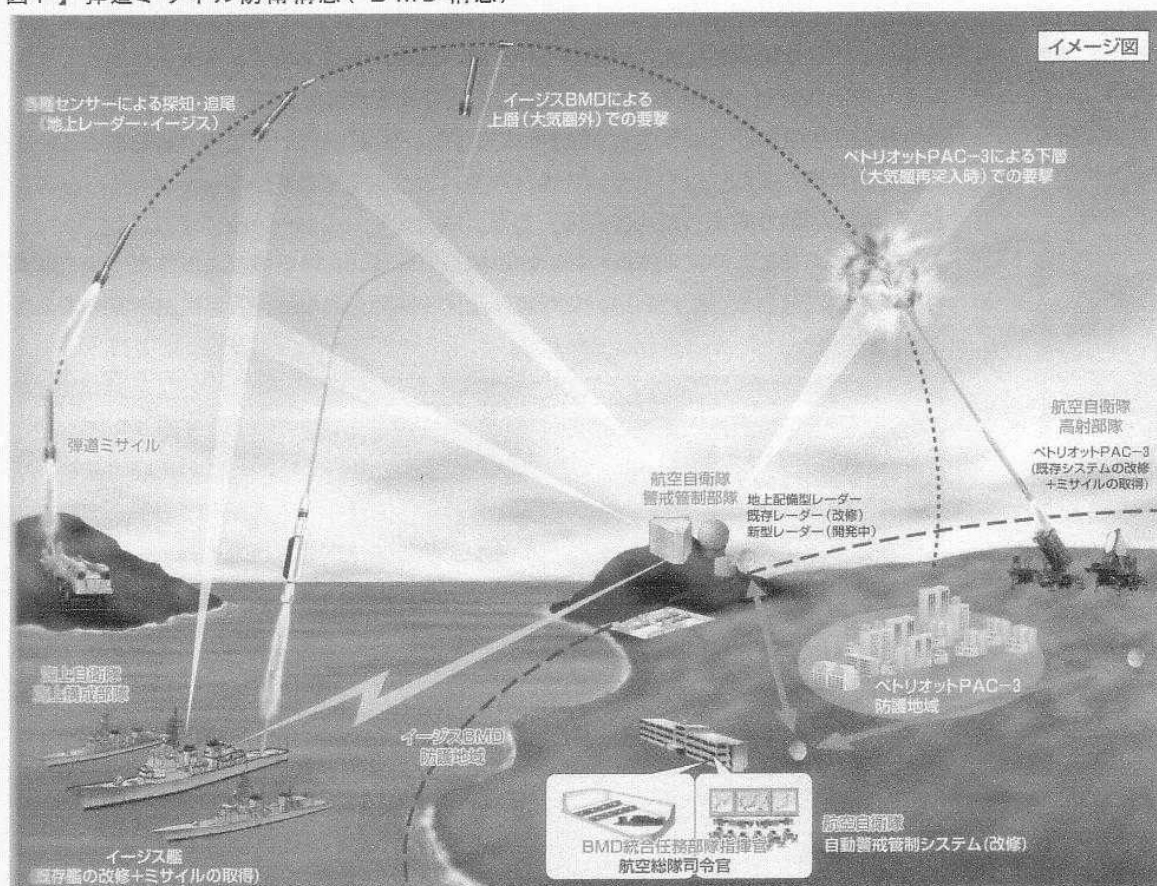


【写真2】「ましゅう」型補給艦



【写真1】 【写真2】 出典：『自衛隊装備年鑑 2005-2006』（朝雲新聞社、2005年）

【 図1 】 弾道ミサイル防衛構想 (BMD 構想)



【 資料1 】 自由民主党・新憲法草案 (部分) (2005 年 10 月 28 日)

第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

(自衛軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮者とする自衛軍を保持する。

2 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 自衛軍は、第一項の規定にする任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

第六章 司法

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行うことができない。

3 軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。

【資料2】第9条に関する政府の解釈の変遷

〔1〕自衛権の発動としての戦争も放棄（吉田首相 1946年6月）

本条の規定は直接には自衛権を否定はして居りませぬが、第9条第2項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も放棄した……。

近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於て行われたことは顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する所以であると思うのであります。

〔2〕警察予備隊は軍隊ではない（吉田首相 1950年7月）

警察予備隊の目的は全く治安維持にある。それが……再軍備の目的であるとかはすべて当らない。日本の治安をいかにして維持するかというところにその目的があるのであり、従ってそれは軍隊ではない。

〔3〕政府「戦力」に関する統一見解発表（1952年11月）

- ・憲法第9条2項は、目的の如何を問わず「戦力」の保持を禁止している。
- ・上記「戦力」とは、近代戦争遂行に役立つ装備と編成を備えたもの。
- ・「戦力」の基準はその国のおかれた時間的・空間的環境で具体的に判断すべきである。
- ・「陸海空軍」とは戦争目的のための装備編成された組織体で「その他の戦力」とは、本来の戦争目的がなくてもこれに役立つ実力を備えたものをいう。
- ・「戦力」とは、人的に組織された総合力である。よって兵器そのものは戦力の構成要素ではあるが、「戦力」そのものではない。
- ・第9条2項にいう「保持」とは、わが国が保持の主体である。そこでアメリカ駐留軍は、アメリカが保持する軍隊であるから第9条とは無関係である。

〔4〕自衛隊は憲法違反ではない（大村防衛庁長官 1954年12月）

第9条は、独立国としてわが国が自衛権をもつことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。

〔5〕鳩山首相憲法改正問題について（1955年3月）

直接・間接の侵略に対して自衛権を持っているとするならば、憲法第9条は、そういうような程度の兵力すら持てないように読める。こうした曖昧な規定は見直すべき。

〔6〕自衛のため敵基地攻撃は可能（鳩山首相 1956年2月）

誘導弾などによる攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくことは法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である……。

〔7〕集団的自衛権の禁止（真田内閣法制局第一部長 1972年5月）

……集団的自衛権というのは……わが国自身に対する攻撃がない、第三国といいますか、他国に対する攻撃があった場合には……わが国が武力をもってこれに参加するということは、これはもはや憲法9条が許しているとは思えない。

〔8〕「戦力」とは自衛のための必要最小限度をこえるもの（田中内閣統一見解 1972年11月）

憲法第9条第2項が保持を禁じている“戦力”は自衛のための必要最小限度をこえるものである。それ以下の実力の保持は、同条項によって禁じられていない。

〔9〕自衛隊の海外派遣について（政府答弁 1980年10月）

他国の領土・領海・領空に武装した部隊を派遣する海外派兵は、自衛のための必要最小限度を超え、憲法上許されない。

〔10〕国連平和協力隊への参加と協力について（政府統一見解 1990年10月）

「参加」とは国連軍の指揮下に入りその一員として行動することをいい、自衛のための最小限度の範囲を超えて憲法上許されない。これに対し「協力」とは国連軍への参加を含む広い意味での関与を表し、「参加」にいたらない各種の支援を含む。国連軍の目的・任務が武力行使を伴うものであっても、それがすべて許されるわけでもなく、国連軍の武力行使と一体にならなければ、憲法上は許されると解釈する。

出典：山内敏弘『平和憲法の理論』（日本評論社、1992年）および『防衛ハンドブック 平成18年度版』（朝雲新聞社、2006年）より作成。